

188. 造影用カテーテル(非血管用)基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル	16429000	胆管造影用カテーテル	器官のX線撮影可視化のために胆嚢、胆管、膵管等への造影剤注入に用いる柔軟なチューブをいう。
100499005	その他のチューブ及びカテーテル	34157000	卵管造影用カテーテル	X線撮影で造影剤をファロピウス管に注入するために用いる柔軟なチューブをいう。
100499005	その他のチューブ及びカテーテル	70229000	女性尿道造影向け泌尿器用カテーテル	X線撮影で女性の尿道に造影剤や金属製の鎖を注入・挿入するチューブをいう。
100406065	瘻用滅菌済みチューブ及びカテーテル	32089000	男性尿道造影向け泌尿器用カテーテル	X線撮影の目的で、男性の尿道に造影剤を注入するために用いる柔軟性のあるチューブをいう。
100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル	70218000	卵管疎通検査用カテーテル	子宮内に挿入して卵管疎通検査等を行うカテーテルをいう。
100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル	新規d9208	唾液腺造影用カテーテル	唾液腺に挿入し、拡張や造影を行うためのカテーテルをいう。

189. 胆道用チューブ及びカテーテル基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル	10696002	短期的使用胆管用カテーテル	短期的使用を目的として、胆道のドレナージ、治療中の胆管の副子、又は胆管の狭窄防止のために使用する柔軟なチューブをいう。
100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル	11307000	胆汁ドレーン	胆道手術時の胆汁排出に使用する柔軟性のある天然ゴム又はシリコン製チューブをいう。側孔を有するものがある。
100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル	70170000	胆道結石除去用カテーテルセット	内視鏡と共に使用し、胆道結石を除去するために胆道内に挿入して使用するカテーテルをいう。鞘及び胆道結石を捕捉する鉄線の籠から成る。

100402995	その他の滅菌済み消化器用チューブ及びカテーテル	70175000	胆道用カテーテル	胆管吻合術後、胆道よりドレナージを行うバルーン付カテーテルをいう。
100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル	70172000	結石破碎用鉗子	結石を破碎・除去するため、内視鏡と共に又は単独で使用する器具をいう。細長いシースと、破碎・摘出用の先端のバスケットワイヤから構成される。
100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル	37141201	単回使用内視鏡用結石摘出鉗子	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、結石を把持及び除去するために用いるものをいう。細長い柄と、摘出するために結石を収集(採取)する先端のワイヤバスケットから構成される。カテーテル先端のバルーンにより結石を摘出するもの、先端のバスケットにより結石を把持回収するもの、先端のバスケットにより結石を破碎するもの等が含まれる。本品は単回使用である。
100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル	70171000	結石摘出用バルーンカテーテル	結石を除去するため、内視鏡と共に又は単独で使用する器具をいう。細長いシースと、摘出のために結石を掻き出す先端のバルーンから構成される。
100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル	70169000	胆管拡張用カテーテル	胆管狭窄部を拡張するために用いるカテーテルをいう。
100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル	新規d9263	胆管用ステントイントロデューサ	胆管用ステントを挿入する際に用いるイントロデューサをいう。本品は単回

190. 尿管用カテーテル及びイントロデューサキット並びに尿道拡張用バルーンカテーテル基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100406023	導尿管用滅菌済みチューブ及びカテーテル	32030000	泌尿器用カテーテルイントロデューサキット	泌尿器カテーテル法実施に必要なものを収納したキットをいう。本品は単回使用である。
100406023	導尿管用滅菌済みチューブ及びカテーテル	34926000	尿管向け泌尿器用カテーテル	尿管へ、又は尿管から液を通すために用いる柔軟なチューブをいう。
100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具	31973000	尿管カテーテル用アダプタ	尿管カテーテルの留置を容易にするために用いる付属品をいう。本品は単回使用である。
100406993	その他の滅菌済み泌尿器用チューブ及びカテーテル	70183000	経皮泌尿器用カテーテル	経皮的又は経内視鏡的に尿路を拡張するカテーテルをいう。
100406993	その他の滅菌済み泌尿器用チューブ及びカテーテル	32022000	追跡型泌尿器用糸状カテーテル	狭窄部位又は不整部位を確認し、より大きなものの通過を容易にするため、先端が非常に細いか、又は糸状に成形された柔軟なチューブをいう。
100406993	その他の滅菌済み泌尿器用チューブ及びカテーテル	70184000	尿管ロケータ	複数のバルブをもつビニール等を素材とする管状の器具をいう。開腹手術時に尿管に挿入し、触診で尿管を確認し易くする。
100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具	70220000	カテーテルポジショナ	尿管の適切な位置に留置カテーテルを挿入・保持するために用いる器具をいう。
100406065	瘻用滅菌済みチューブ及びカテーテル	新規d9211	閉塞用バルーンカテーテル	短期的使用を目的として、治療、診断の際に臓器を部分的に閉塞させて、液体を充満させたり、異物が臓器内に入らないようにするために用いるバルーンカテーテルをいう。

191. 非血管用ガイドワイヤ基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100402067	腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル	70167000	消化管用ガイドワイヤ	胆管を含む消化管の手技で使用するガイドワイヤ(消息子類を除く)をいう。
100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル	35094002	一時的使用カテーテルガイドワイヤ	一時的使用を目的として、カテーテルの位置調整及び移動の補助に用いる器具をいう。一般的にコーティング又は非コーティングのステンレス鋼製であるが、コーティングにより移動が容易になる。
100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具	新規d9439	非血管用ガイドワイヤ	泌尿器、気管・気管支、胆管・膵管・消化管、その他の管腔用の手技で使用する非血管系ガイドワイヤ(消息子類を除く)をいう。

192. 下部消化管用カテーテル及びチューブ基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100402067	腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル	35415000	腸管減圧用チューブ	腸管閉塞の前後に生じ得る圧力を減少させるために腸管に配置する中空の器具をいう。
100402067	腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル	70168000	腸管用バルーンカテーテル	消化管(十二指腸以下)の狭窄部を拡張するバルーンカテーテルをいう。
100402067	腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル	14227000	直腸用チューブ	診断又は治療時に直腸に挿入するチューブをいう。

193. 滅菌済み採血用針基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100202007	滅菌済み注射針	35209002	単回使用採血用針	血液を採取するために採血セットの一部として用いる単回使用専用針をいう。この針は採血アダプターに取り付ける。

194. 真空採血管基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100602102	真空採血管	35414001	検査用真空密封型採血管	本器具は検査室において使用され、採血管アダプタ及び採血針と共に用いる管をいう。部分的に真空にされ、予め密閉された管である。その真空によって血液が管内に満たされる。血液を他の管へ移さずに、目的とする処理内容に応じて管を種々の薬剤で前処理することが可能である。

195. 単回使用ポート用針基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100202007	滅菌済み注射針	17180002	単回使用皮下注射ポート用針	治療時に薬物を皮下に直接注射又は注入するため、シリンジに取り付けて使用する細長い鋭利な中空の器具をいう。本品は単回使用である。
100604021	滅菌済み輸液セット	17701000	ノンコアリングニードル付静脈内投与セット	液を静脈内投与するために用いる器具を集めたセットをいう。チューブ、クランプ及び針(中空ではなく側孔がある)を含む。本セットは植込み型の注射・注入口で使用する。
100606995	その他の医薬品注入器	70248000	植込みポート用医薬品注入器具	植込みポートへの医薬品の注入に用いる注射針、チューブ等から成る器具をいう。

196. 翼付針基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100604063	滅菌済み翼付針	35211002	単回使用頭皮静脈用翼付針	頭皮静脈又は他の小静脈(特に小児)に用いる非常に細い鋭利な器具をいう。本品は単回使用である。
100604063	滅菌済み翼付針	新規d9493	単回使用一般静脈用翼付針	一般静脈に用いることを目的とする非常に細い鋭利な器具をいう。本品は

197. 血液透析用留置針基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100418046	滅菌済み人工腎臓用留置針	12741002	単回使用透析用針	血管透析中の血液の導出入のために用いる細長い鋭利な器具をいう。本品は単回使用である。
100418046	滅菌済み人工腎臓用留置針	34922000	血液透析用シングルニードル付カテーテル	単針と共に用いる二重内腔の柔軟なチューブをいう。本器具は、単一の穿刺部位から血液透析を行うために使用する。

198. 末梢血管用滅菌済み留置針基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100210048	プラスチックカニューレ型滅菌済み穿刺針	70153000	プラスチックカニューレ型滅菌済み穿刺針	プラスチック製のカニューレと金属製の針とを組み合わせた動静脈用留置針をいう。

199. 乳房撮影組合せ型一般撮影用X線装置基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
020202002	一般X線撮影装置	新規a108	乳房撮影組合せ型X線診断装置	乳房用X線診断装置と汎用X線診断装置を具備したシステムをいう。

200. 医用X線管装置基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
021602003	医用X線管装置	35618000	X線管装置	診断、又は治療用X線装置の部品のひとつである。ハウジングはスチール、鋳造アルミ、又はアルミ合金でできた容器であり、その内側の一部は、診断、治療中発生するX線の漏れを防止するため鉛張りされている。管容器は接地電位とされ、内部は絶縁油で満たされている。これは、X線管の高電圧印加電極、高電圧ケーブルから周囲のもの(患者、操作者含む)への電撃を防止するためである。また、管容器部品と絶縁油は放射X線の強度を許容レベルにまで減衰させる役割も果たす。

201. 造影剤注入装置基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
040204002	造影剤注入装置	40723000	多相電動式造影剤注入装置	操作者が造影剤注入の基準流速値を設定し、注入進行中における基準値の連続的な変更をプログラムし、注入する造影剤の総量を決定できる設備電源形又は電池形の低圧力又は高圧力造影剤注入装置をいう。一般に、X線CT、X線・透視/血管造影、磁気共鳴(MRI)、超音波などの検査で使用する。可変式造影剤注入装置は、固定式注入装置とは違い、注入の進行中に流量を変更できるように設計されている。MRIに使用する造影剤注入装置は非磁性材料のみで作られている。X線画像診断用だけを対象とする。
040204002	造影剤注入装置	40724000	単相電動式造影剤注入装置	操作者が注入した造影剤の総量を決定可能で、造影剤の流量を注入ごとに一定に設定できる電動形又は電池形の低圧力又は高圧力造影剤注入装置をいう。一般に、X線CT、X線・透視/血管造影、磁気共鳴(MRI)、超音波などの検査で使用する。MRI用に設計された固定式造影剤注入装置は、使用環境との適合性を得るために非磁性材料のみで作られている。X線画像診断用だけを対象とする。

202. 自動及び手動式電子血圧計基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
060204066	電子非観血血圧計	16173000	自動電子血圧計	血圧の間接的(非観血的)測定に用いる電子式装置をいう。医師の指導のもと、在宅での自己血圧測定に使用するものであり、使用者の自己血圧管理を目的とするものである。耐用回数は最大30,000回であり、それを使用者に告知しなければならない。カフは自動的に加圧する。通常、収縮期及び拡張期血圧に加えて心拍数を表示する。
060204066	電子非観血血圧計	16173010	医用電子血圧計	血圧の間接的(非観血的)測定に用いる電子式装置をいう。適切な機能、カフの自動的又は手動的な加圧等を内蔵プログラムを用いて行う。収縮期及び拡張期血圧に加えて、通常、心拍数や平均動脈圧を表示する。本品には、自動電子血圧計を含まない。

203. 医療用高圧蒸気滅菌器基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
120806023	高圧蒸気滅菌器	35929000	寒天滅菌器	寒天の滅菌及びタッブ専用の滅菌器をいう。寒天は安定剤として又は微生物培養のための増殖培地として用いる海草由来のゼラチン様物質である。滅菌過程では充填及び排水機構も滅菌する必要がある。通常、滅菌媒体として蒸気を利用する。
120806023	高圧蒸気滅菌器	38671000	包装品用高圧蒸気滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として蒸気を利用し、手術器具等の包装医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。
120806023	高圧蒸気滅菌器	40547000	未包装品用高圧蒸気滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として蒸気を利用し、手術器具等の未包装医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。
120806023	高圧蒸気滅菌器	41450000	液体用高圧蒸気滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として湿熱(通常、蒸気)を利用し、密閉容器中の液体を滅菌するために用いる装置をいう。

204. 医療用小型高圧蒸気滅菌器基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
120806023	高圧蒸気滅菌器	新規	小型寒天滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として湿熱(通常:水蒸気)を利用した医療用の滅菌器で、主たる滅菌機能として、寒天(培地)を滅菌するための運転サイクルを有する装置をいう。なお、包装した手術器具等、未包装の手術器具等及び薬液等の液体状の物質を滅菌するための運転サイクルを組合わせて有することもある。なお、装置の本体部分である圧力容器部分が、労働安全衛生法施行令で定める小型圧力容器、簡易圧力容器又はない容積0.3リットル以上の規格外容器に該当するものをいう。
120806023	高圧蒸気滅菌器	新規	小型包装品用高圧蒸気滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として湿熱(通常:水蒸気)を利用した医療用の滅菌器で、主たる滅菌機能として、包装した手術器具等を滅菌するための運転サイクルを有する装置をいう。なお、未包装の手術器具等、寒天(培地)及び薬液等の液体状の物質を滅菌するための運転サイクルを組合わせて有することもある。なお、装置の本体部分である圧力容器部分が、労働安全衛生法施行令で定める小型圧力容器、簡易圧力容器又はない容積0.3リットル以上の規格外容器に該当するものをいう。
120806023	高圧蒸気滅菌器	新規	小型未包装品用高圧蒸気滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として湿熱(通常:水蒸気)を利用した医療用の滅菌器で、主たる滅菌機能として、未包装の手術器具等を滅菌するための運転サイクルを有する装置をいう。なお、包装した手術器具等、寒天(培地)及び薬液等の液体状の物質を滅菌するための運転サイクルを組合わせて有することもある。なお、装置の本体部分である圧力容器部分が、労働安全衛生法施行令で定める小型圧力容器、簡易圧力容器又はない容積0.3リットル以上の規格外容器に該当するものをいう。
120806023	高圧蒸気滅菌器	新規	小型液体用高圧蒸気滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として湿熱(通常:水蒸気)を利用した医療用の滅菌器で、主たる滅菌機能として、薬液等の液体状の物質を滅菌するための運転サイクルを有する装置をいう。なお、包装した手術器具等、未包装の手術器具等及び寒天(培地)を滅菌するための運転サイクルを組合わせて有することもある。なお、装置の本体部分である圧力容器部分が、労働安全衛生法施行令で定める小型圧力容器、簡易圧力容器又はない容積0.3リットル以上の規格外容器に該当するものをいう。

205. 医療用酸化エチレンガス滅菌器基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
120806065	ガス滅菌器	13740000	エチレンオキシドガス滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤としてエチレンオキシドガスを利用し、手術器具等の医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。

206. ホルムアルデヒドガス消毒器基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
120806081	煮沸又は蒸気消毒器	新規	ホルムアルデヒドガス消毒器	微生物を不活性化する消毒剤としてホルムアルデヒドガスを使用して医療機器や医療設備等を消毒、殺菌する装置をいう。

207. 電気手術器(電気メス)基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置	新規	高周波処置用能動器具	(検討中)
161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置	新規	処置用対極板	(検討中)
161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置	新規	バイポーラ電極	(検討中)
161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置	新規	一般的電気手術器	(検討中)

208. 歯科用エアスケーラ基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
180216044	歯石・歯垢除去器	70381000	歯科用エアスケーラ	歯科洗浄及び歯周治療時に歯の表面から歯石等の沈着物を除去するために用いる、機械的振動を利用したエア駆動式の器具をいう。

209. 歯科用電気回転駆動装置基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
180212046	歯科用電気回転駆動装置	70369000	歯科用電気回転駆動装置	歯牙、義歯、歯冠等を切削・研磨する機器を電氣的に駆動させる装置をいう。ただし、歯科用電動式ハンドピースを除く。

210. 超音波歯周用スクレーパー基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
180216044	歯石・歯垢除去器	36047000	超音波歯周用スクレーパー	歯科洗浄及び歯周治療時に歯の表面から歯石等の沈着物を除去するために用いる振動超音波チップを利用した動力式の器具をいう。

211. 電熱式根管プラグ基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
180216998	その他の歯科診療用機器	70389000	電熱式根管プラグ	円柱状又は先細の作業部分を持ち、その先端作業部分を発熱させ、熱で充填材料を溶解・充填する歯科用器具をいう。主に充填物を根管内で歯軸方向に圧接する。

212. 歯科用下顎運動測定器基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
180214109	歯科用下顎運動測定器	70375000	歯科用下顎運動測定器	顎関節の異常を診断するために下顎運動を電氣的に測定する機器をいう。

213. 歯科用空気回転駆動装置基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
180212020	歯科用空気回転駆動装置	70368000	歯科用空気回転駆動装置	歯牙、義歯、歯冠等を切削・研磨する機器を空気圧により駆動させる装置をいう。ただし、歯科用ガス圧ハンドピースを除く。

214. 歯周ポケット測定器基準

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
180214082	歯周ポケット測定器	70374000	歯周ポケット測定器	歯周ポケットの深さを電氣的に測定する機器をいう。

215. 注射針基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100202007	滅菌済み注射針	12745002	単回使用皮下注射用針	注射筒、二次的薬物療法セット又は静脈切開セット(採血用アダプターやホルダー等)と共に患者への液体の投与又は排出のために用いる、細長い鋭利な中空の器具をいう。本品は単回使用である。
		12747002	単回使用動脈注射用針	動脈に穿刺するために用いる細長い鋭利な中空の器具をいう。通常、金属製で、単回使用である。
		30889000	単回使用注射用針	液の注入又は排出を目的に皮膚に通すために用いる細長い鋭利な金属製針管をいう。本品は単回使用である。

216. 注射筒基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100206005	滅菌済み注射筒	13929000	汎用針付注射筒	液体又はガスを注射・注入するか引き抜くために用いる器具をいう。通常、ガラス製又はプラスチック製で、目盛付の容器及びプランジャから成る。薬剤の投与又は採血に用いることが多い。

217. 輸液セット基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100604021	滅菌済み輸液セット	35833000	輸液ポンプ用輸液セット	輸液ポンプから輸液部位に輸液を供給するために用いる専用の輸液セットをいう。

218. 輸血セット基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
100602069	滅菌済み輸血セット	38569000	輸血セット	容器内の血液を静脈内へ挿入した針又はカテーテルを經由して患者の血管系に注入するために用いる脈管内注入セットをいう。セットには針又はカテーテル、チューブ、流量調節器、点滴筒、注入ラインフィルタ、静注セットのストップコック、液体移送チューブ、セット部品間のコネクタ、混注口の機能をもつキャップを備えたサイドチューブ、及び貫入してチューブを静注バッグや他の輸液容器に接続するための瓶針が含まれることがある。
		35405000	交換輸血用輸血セット	病気の乳幼児から採血しながら供血者の血液又は血漿で置換するために用いる脈管内注入セットをいう。通常、セットには針又はカテーテル、チューブ、流量調節器、点滴筒、注入ラインフィルタ、静注セットのストップコック、液体注入チューブ、セット部品間のコネクタ、混注口の機能をもつキャップを備えたサイドチューブ、及び貫入してチューブを静注バッグや他の輸液容器に接続するための瓶針が含まれる。
100604991	その他の輸液用器具	35375002	汎用血液流路用ストップコック	液体の流向又はガスフローを制御するために用いる血液流路用の器具をいう。通常、耐久性材料製(プラスチック、金属等)で、様々な用途に用いる。
100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具	新規d117	延長チューブ	輸液、輸血、採血、採液、造影剤投与等のラインを延長するために用いるチューブをいう。チューブの両端にコネクタを備える。